



◎産業振興の爲にする土木事業計畫の確定

前内閣の下に計畫された昭和七年度に於ける失業救済道路改良事業に就ては、一月號本欄に報道した所であるが、現内閣が此種事業に對して如何なる方策を採るか、各方面の注視を怠らない所であるから、政府も組閣以來銳意攻究の結果、前内閣の如く一方に於て財政緊縮政策を採り、各種公共土木事業を繰延べ又は中止し、之に因りて簇出する失業者を救済する爲に、別途に土木事業を起興するが如き計畫は全然之を排し、此際進んで道路河川港灣等の改善整備を圖り、産業の進展に資し、經濟界現時の不況を挽回する方策を樹つることを急務と認め、新に産業振興の爲に

する土木事業を計畫し、此程成案を得るに至つたが、その計畫の概要は左の通である。

金三億七千五百三十九萬七千圓(自昭和七年度至同十一年度)支出總額

内

金五千九百三十萬九千圓 七 年 度

金六千三十六萬二千圓 八 年 度

金八千三十五萬六千圓 九 年 度

金八千九百七十六萬七千圓 十 年 度

金八千五百六十萬三千圓 十 一 年 度

外

金二千四百二萬四千八百圓 十 二 年 度  
以降支出總額

今其の内譯を説明すれば左の如くである。

道路關係

金二億一千百萬圓 (自昭和七年度至同十一年度)支出總額

内

金一億四千十七萬五千圓 國道改良費

國道にして改良を要するもの千九百餘里(全延長二

千百四十五里)中、政府直轄の下に改良するを適當と認むるもの約五百六十里を改良するものである。

金三十三萬四千圓

軍事國道改良費

現に着手中に屬する千葉縣津田沼町千代田町間及廣島縣阿賀町廣村間改良工事を繼續して四ヶ年間に改良し、其の他軍事國道の改良は、暫く後年の計畫に讓るものである。

金千八百十萬圓

國道改良費補助

現に補助中に屬する國道改良工事にして、昭和七年度以降に於て補助すべき金額は四千三百六十萬圓に達す、之を約十年間に完済するものとして、一ヶ年平均約四百萬圓を要す(七、八、九年度は三百萬圓以内)此外地方廳が執行する國道改良工事に對しては從來の補助政策に則り補助するものである。

金五千萬圓

府縣道改良費補助

現在府縣道二萬五千里中、地方交通上重要なる府縣道(所謂産業道路)六千里に對しては、特別の監督

を爲しつゝあるから、是等道路中改良の急務に在るもの千二百五十里を選択し改良せしめ、總工事費一億五千萬圓に對し五千萬圓を補助するものである。

金二百三十九萬千圓

街路改良費補助

現に補助中に屬する東京、京都、大阪、神戸、名古屋市内街路改良補助未済額五百四十八萬圓を十ヶ年間に完済するものとし殘額は後年の計畫に讓るものである。

河川關係

金一億二千二百七十六萬七千圓(自昭和七年度)支出總額

内

金四千二十三萬五千圓

治水事業費繰上

現に施行中に屬する直轄河川工事にして荒川外二十九河川は、施工の關係上既定計畫を繰上げ施行するものである。

金七十四萬圓

治水事業費追加

現に繼續費豫算を以て工事執行中に屬する河川中、

阿武隈川及北上川は現計畫を擴張するものである。

金六百二十五萬圓

河川改良費補助

金九百八十二萬千圓

治水事業新規河川費

荒川外三十四河川は現に改良中に屬すると雖、治水政策上よりするときは、尙之を以て満足すべきでない仍て改良範圍を擴張し、烏、神流兩川、太田川、

中小河川を改良するに非ざれば、治水の完きを保持し難きを以て、新に中小河川改良に對する補助の制度を認め、府縣をして約一億二千三百四十萬圓の河川改良工事を起工せしめ、之に對し三分一乃至二分

安倍川、小貝川及多摩川上流の五河川を、事業費三千三百八十四萬五千八百圓を以て、昭和七年度以降

の一を補助するものである。  
水利の統制を計ることは喫緊の要務に屬するを以て

十九年度に亘り改良することとし本期間中上記の經費を要す。

金八十一萬五千圓

水利統制調査費

地方をして工事費七百五十七萬二千圓の砂防工事を起興せしめ、之に對し二分一を補助するものである

現に土木試験所をして河川工事に關する試験を執行せしめつゝあるも、現在の設備を以てしては不充分なるものあるを以て、之が設備を充實せしむるものである。

金三百八十三萬四千圓

砂防費補助

金五十萬圓

土木試験充實費

金五百五十七萬二千圓

砂防事業費

富士川外八ヶ川流域に於ては現に砂防工事を施行しつゝありと雖、尙之を以て満足すべきでない仍て神通川外五ヶ川流域に新に砂防工事を施行するものである。

港灣關係

金三千八百六十四萬圓

(自昭和七年度至同十一年度)支出總額

ある。

内

金七百九十一萬六千圓

港灣改良費線上

現に施行中に屬する神戸港外十一港灣の改良工事に  
して、施工の關係と港灣利用上よりして豫定計畫を  
線上、施行するを經濟上得策と認むるものあるを以  
て、之を繰上げ施工するものである。

金二百七萬五千圓

港灣修築費追加

現に施行中に屬する關門海峽及神戸、今治、鹿兒島  
港に於て、更に新工事を起工するものである。

金千八百二十五萬圓

港灣改良新規事業費

重要港灣にして、既に修築計畫確定し改良の必要あ  
る青森、大分、細島、三角、宇野、酒田及若松の七  
港及關門海峽を改良するものである。

金千三十九萬九千圓

港灣改良費補助

地方港灣にして重要なるもの約六十五港は港灣政策  
上よりして國に於て其の改良を助成するの必要ある  
を以て地方をして千九百三十八萬圓の改良工事を施  
行せしめ之に對し約二分一を補助するものである。

北海道關係

金二百九十九萬圓

昭和七年度  
北海道土木費

昭和七年度に於て北海道に於ける道路河川港灣を改  
良するものである（道路費百二十二萬六千四百十五圓  
費五十六萬六千三十圓、港灣費八十三萬九千九百  
六百二十圓、事務費十六萬九千二百五十五圓）八年度以降  
に於ける事業に關しては北海道拓殖費の計畫に讓る  
ものである。

右の内昭和七年度追加豫算に計上される事に決定した事  
業費は左の通りである。

産業振興の爲にする土木事業費昭和七年度

追加豫算明細書

金二千萬圓

國道改良費

内

金千三百六十六萬七千圓

國庫負擔金

金六百三十三萬三千圓

地方負擔金

金二百二十萬圓

國道改良費補助

金八百萬圓

府縣道改良費補助

金二十七萬五千圓

街路改良費補助

金十萬圓

土木試驗充實費

金六百二十三萬五千圓

治水事業費繰上額

金三百二十萬圓

港灣改良費繰上額

内

金五百三十萬千圓

國庫負擔金

金二百七萬五千圓

港灣改良費追加

金九十三萬四千圓

地方負擔金

内

國庫負擔金

金四十四萬八千圓

治水事業費追加

金百四十二萬三千圓

地方負擔金

内

金四十一萬三千圓

國庫負擔金

金八十萬圓

港灣改良費(新規)

金三萬五千圓

地方負擔金

内

國庫負擔金

金四十五萬五千圓

治水事業新規河川費

金四十萬圓

地方負擔金

内

金三十一萬三千圓

國庫負擔金

金百八十一萬五千圓

港灣改良費補助

金十四萬二千圓

地方負擔金

金二百九十九萬圓

北海道土木費

金九百九十六萬七千圓

河川改良費補助

總計

豫算總額

金五萬圓

砂防事業費

内

國庫負擔金

金五十三萬六千圓

砂防費補助

金五千八十一萬三千圓

地方負擔金

金十六萬三千圓

水利統制調査費

金八百四十九萬六千圓

地方負擔金